

大阪市告示第866号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

令和6年6月21日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東急ハンズ心斎橋店

大阪市中央区南船場三丁目6-6

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

6,492㎡

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0㎡

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

令和2年10月15日

(5) 廃止する理由

出店者が令和2年10月15日付で退店したため

2 届出年月日

令和6年5月9日

3 届出者の氏名及び所在地

三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役社長 長島 巖

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

（経済戦略局産業振興部産業振興課）